

先端研究設備整備費補助金交付要綱（案）

（通則）

第1条 先端研究設備整備費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び同法施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

第2条 補助金は、AI、バイオテクノロジー、量子技術に関する分野に加え、我が国の強みを有する物質・材料科学分野において、共用に供する先端的な研究に資する設備の整備に必要な経費を研究機関等に対して補助することにより、若手研究者をはじめとした研究者の研究力の向上を図るとともに、未来の鍵を握る重要分野において我が国の競争力の強化に繋げることを目的とする。

（定義）

第3条 この要綱において「研究機関等」とは、次のいずれかに該当する国内の機関をいう。

- 一 大学及び高等専門学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び高等専門学校をいう。）
- 二 大学共同利用機関法人（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第3項に規定する大学共同利用機関法人をいう。）
- 三 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）
- 四 その他法律に規定されている法人

2 この要綱において「共用」とは、研究設備を保有する研究機関等が大学の場合は、当該設備の運用主体の組織以外の他部局及び学外の研究者等が当該設備を利用すること、研究設備を保有する研究機関等が大学以外の機関の場合は、機関外の研究者等が当該設備を利用することをいう。

（交付の対象）

第4条 文部科学大臣（以下「大臣」という。）は、第2条の目的を達成するために行う先端研究設備整備補助事業（以下「補助事業」という。）を実施する機関（以下「補助事業者」という。）に対し、必要な経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助金の額)

第5条 補助対象経費は設備整備費とし、補助金の額は、予算の範囲内において定額とする。

(交付の申請の手続)

第6条 補助金の交付を申請しようとする場合は、大臣が別に定める期日までに、様式第1による申請書を提出しなければならない。

- 2 前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定)

第7条 大臣は、前条第1項の申請があった場合は、当該申請に係る書類を審査して、補助金の交付の決定を行い、様式第2による交付決定通知書を通知するものとする。この場合において、大臣は、適正な交付を行うため必要があると認める場合は、当該申請に係る事項について修正を加え、又は条件を附して補助金の交付の決定をすることができる。

- 2 前条の第1項の規定による申請書が到達してから交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。
- 3 大臣は、第1項による交付の決定を行うに当たっては、前条第2項により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めた場合は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。
- 4 大臣は、前条第2項のただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において明らかな場合は減額を行うこととし、その旨の条件を附して交付決定を行うものとする。

(申請の取下げ)

第8条 前条の通知を受けた場合において、その通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに附された条件に不服がある場合は、その通知を受けた日から15日以内に申請を取り下げることができる。

- 2 前項の取下げをする場合は、様式第3による取下げ書にそれぞれ参考となる書類を添え、大臣に提出しなければならない。
- 3 第1項の規定により申請の取下げがあった場合は、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(経費の効率的使用等)

第9条 補助事業者は、補助事業を遂行するために契約を締結し、また支払いを行う場合には、国の契約及び支払に関する規定の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果をあげ得るように経費の効率的使用に努めなければならない。

(補助金の経理)

第10条 補助事業者は、補助事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項に規定する支出額について、その支出内容を証する書類を整備して前項の収支簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(補助金の支払)

第11条 補助金の支払は、原則として第15条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に行うものとする。ただし、必要があると認められる場合は、会計法(昭和22年法律第35号)第22条及び予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第58条第4号に基づく財務大臣との協議が調った際には、補助金額の一部又は全部を補助金の額を確定する前に支払うことができる。

2 補助事業者は、前項により補助金の支払いを受けようとする場合は、様式第4による補助金支払請求書を官署支出官文部科学省大臣官房会計課長に提出しなければならない。

(事業遅延の報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第5による補助事業遅延報告書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告及び調査)

第13条 大臣は必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の状況に関する報告を求め、又はその状況を調査することができる。

(実績報告書の提出)

第14条 補助事業者は、補助事業が完了した場合又は第18条の廃止の承認を受けた場合は、その日から1ヶ月を経過した日又は補助金の交付を決定した国の会計年度の翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までに、様式第6による実績報告書を大臣に提出しなければならない。

2 補助事業者は、国の会計年度が終了したときに補助事業が未完了の場合は、国の会計年度終了に伴う実績報告書を補助金の交付を受けた翌年度の4月末日までに様式第7により大臣に提出しなければならない。

3 前項の場合において、実績報告書の提出期限について大臣の別段の承認を受けたときは、その期限によることができる。

- 4 補助事業者は、第 1 項又は第 2 項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。
- 5 第 2 項に規定する補助金の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合における実績報告書には、翌会計年度に行う補助事業に関する計画を記載した書面を添付しなければならない。

(補助金の額の確定)

- 第 15 条 大臣は、前条第 1 項の規定による実績報告書の提出を受けた場合において、その実績報告書の審査及び必要に応じて行う調査により、補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第 17 条に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに附した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第 8 により通知するものとする。
- 2 大臣は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、補助金の額の確定時において当該消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、前項の額の確定において当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額するものとする。
 - 3 大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されている場合は、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
 - 4 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第 16 条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税額及び地方消費税額の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式第 9 により速やかに大臣に報告しなければならない。
- 2 大臣は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
 - 3 前条第 4 項の規定は、前項に基づく補助金の返還を命ずる場合において準用する。

(計画変更の承認)

- 第 17 条 補助事業者は、補助事業の内容を変更する場合は、あらかじめ、様式第 10 による補助事業の計画変更承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助事業の目的を変えない軽微な変更で、その変更が補助目的の達成をより効率的にし、補助金の交付決定額に影響を及ぼすことがない場合はこの限りではない。

(補助事業の中止又は廃止)

- 第 18 条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、遅滞なく様式第 11 による申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助金の交付決定の変更等)

第 19 条 大臣は、第 17 条の規定により補助事業の計画変更の承認をした場合は、当該補助事業に係る補助金の交付の決定を変更することができる。

2 大臣は、補助事業者が補助金の交付の決定の内容又はこれに附した条件その他この要綱の規定に違反した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

3 大臣は、前項の規定による取消しを行った場合には、期限を付して、すでに交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

4 大臣は第 2 項の規定により前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95%の割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。

5 第 15 条第 4 項の規定は、第 4 項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付を命ずる場合において準用する。

(財産の管理等)

第 20 条 補助事業者は、補助対象経費により取得し、又は効用が増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 大臣は、取得財産等を処分することにより、補助事業者に収入があり、又はあると見込まれる場合は、その収入の全部又は一部を国に納付させることができる。

(財産の処分の制限)

第 21 条 取得財産等のうち施行令第 13 条第 4 号及び第 5 号の規定により、大臣が定める処分を制限する財産は、取得財産等のうち取得価格が 1 個又は 1 組 50 万円以上の財産及び効用の増加価格が 50 万円以上の財産とする。

2 適正化法第 22 条に定める財産の処分を制限する期間は、大臣が別に定める期間とする。

3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間中において、処分を制限された取得財産等を交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取壊し、廃棄し、又は担保に供しようとする場合は、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。

4 前条第 2 項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

附 則 (令和 年 月 日 文書番号)

この要綱は、令和 年 月 日から施行する。

文 部 科 学 大 臣 殿

住 所
法 人 名
代表者名
印

令和 年度先端研究設備整備費補助金交付申請書

先端研究設備整備費補助金交付要綱第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり令和 年度
先端研究設備整備費補助金の交付を申請します。

記

- 1. 補助事業の目的
- 2. 補助事業の内容
- 3. 補助事業費総額
- 4. 補助金交付申請額
- 5. 補助事業に必要な経費の内訳

項 目	補助事業に要する 経費（円）	補助金充当予定額 （円）	備 考
設備整備費			
合 計			

- 6. 補助金交付申請額の算出基礎
- 7. 補助事業の実施期間
自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日

(注) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記
するとともに、減額金額の算出の基礎となる資料を作成の上、添付すること。
補助金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝補助金の額※

様式第 2

文 書 番 号
令和 年 月 日

法 人 名
代表者名

文部科学大臣 印

令和 年度先端研究設備整備費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付第 号で申請のあった令和 年度先端研究設備整備費補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、先端研究設備整備費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第 7 条第 1 項の規定により、通知する。

記

1. 補助金の交付の対象となる事業は、令和 年 月 日付第 号で申請のあった先端研究設備整備費補助事業とし、その内容は申請書記載のとおりとする。
2. 補助金の交付決定額は、次のとおりとする。ただし、交付要綱第 17 条の規定により、補助事業に必要な経費が変更される場合における補助金の交付決定額については、別に通知するところによるものとする。

補助金の交付決定額 円

3. 補助事業に必要な経費の配分は、申請書記載のとおりとする。
4. 交付要綱第 15 条第 1 項に規定する補助金の額の確定は、補助事業に要した経費の実支出額の合計額から自己収入を控除した額と、補助金の交付決定額（変更された場合は変更後の額）とのいずれか低い額とする。
5. 補助事業は補助金の交付を受けた年度の 3 月 31 日までに完了しなければならない。
6. 補助事業者は、適正化法、施行令及び先端研究設備整備費補助金交付要綱（令和 年 月日 文部科学大臣決定）に従わなければならない。

様式第 3

文 書 番 号
令和 年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

住 所
法 人 名
代表者名
印

令和 年度先端研究設備整備費補助金交付申請取下げ書

令和 年 月 日付第 号をもって申請した先端研究設備整備費補助金交付申請は、
下記の理由により取り下げたいので、先端研究設備整備費補助金交付要綱第 8 条第 2 項の規定
により申し出ます。

記

文 書 番 号
令和 年 月 日

官署支出官
文部科学省大臣官房会計課長 殿

住 所
法 人 名
代表者名 印

令和 年度先端研究設備整備費補助金支払請求書

先端研究設備整備費補助金交付要綱第 11 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

- 1. 概算（精算）払請求金額 円
- 2. 請求金額の算出内訳
- 3. 概算払を必要とする理由（概算払の請求をする場合に限る。）

文 書 番 号
令和 年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

住 所
法 人 名
代表者名
印

令和 年度先端研究設備整備費補助金の補助事業遅延報告書

令和 年度先端研究設備整備費補助金について、先端研究設備整備費補助金交付要綱第 1
2 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1. 交付決定額 円
- 2. 遅延等の原因及び内容
- 3. 遅延等に係る金額
- 4. 遅延等に対する措置内容
- 5. 遅延等が業務に及ぼす影響
- 6. 補助事業の遂行及び完了の予定

文 部 科 学 大 臣 殿

住 所
法 人 名
代表者名
印

令和 年度先端研究設備整備費補助金実績報告書

令和 年 月 日付第 号をもって交付決定通知のあった先端研究設備整備費補助金に係る補助事業は、令和 年 月 日に完了（廃止）したので、先端研究設備整備費補助金交付要綱第 1 4 条第 1 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の概要
2. 補助事業の収支決算

支 出	項 目	予算額 (円)	流用増 減 額 (円)	変 更 予算額 (円)	決算額 (円)	補助金 充当額 (円)	不用額 (国庫返 還額) (円)	備 考
	計							

収 入	項 目	予算額(円)	決算額(円)	備 考
	国庫補助金			
	計			

3. 処分制限財産の内訳
別添

(注) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記するとともに、減額金額の算出の基礎となる資料を作成の上、添付すること。
補助金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝補助金の額※

文 書 番 号
令和 年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

住 所
法 人 名
代表者名 印

国の会計年度終了に伴う令和 年度先端研究設備整備費補助金実績報告書

令和 年 月 日付第 号をもって交付決定通知のあった先端研究設備整備費補助金に係る下記事業については、国の会計年度内に補助事業が完了していませんので、先端研究設備整備費補助金交付要綱第 1 4 条第 2 項の規定に基づき、別紙関係資料を添えて下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の年度末実績額 円（内容別紙）

2. 補助事業の実施状況

（別紙） 補助事業の年度末実績額

（単位：円）

項目	交付決定額	年 度 末 決算額①	既に支払いを受 けた合計額②	差額 ①－②	次年度 繰越額	実績の 明細
合 計						

文 書 番 号
令和 年 月 日

法 人 名
代表者名

文部科学大臣 印

令和 年度先端研究設備整備費補助金の額の確定通知書

標記の件について、令和 年度先端研究設備整備費補助金については、先端研究設備整備費補助金交付要綱第 1 5 条第 1 項の規定により、下記のとおり確定したので通知します。

記

交 付 額 金	円
確 定 額 金	円
返 還 額 金	円

文 部 科 学 大 臣 殿

住 所
法 人 名
代表者名
印

令和 年度消費税及び地方消費税の仕入控除税額の確定に伴う報告書

先端研究設備整備費補助金交付要綱第 1 6 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助金額（交付要綱第 1 5 条第 1 項による額の確定額）

円
2. 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

円
3. 消費税及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

円
4. 補助金返還相当額（3－2）

円

（注）別紙として返還額に係る積算の内訳を添付すること。

様式第 10

文 書 番 号
令和 年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

住 所
法 人 名
代表者名 印

令和 年度先端研究設備整備費補助金計画変更承認申請書

令和 年 月 日付第 号をもって交付決定通知のあった令和 年度先端研究設備整備費補助金に係る補助事業の計画を下記により変更したいので、先端研究設備整備費補助金交付要綱第 17 条の規定により、承認していただきたく申請いたします。

記

1. 変更事項
2. 変更の理由
3. 変更が補助事業に及ぼす影響及び効果

文 書 番 号
令和 年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

住 所

法 人 名

代表者名

印

令和 年度先端研究設備整備費補助金の補助事業中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付第 号をもって交付決定通知のあった令和 年度先端研究設備整備費補助金に係る補助事業を中止（廃止）したいので、先端研究設備整備費補助金交付要綱第 18 条の規定により、承認していただきたく申請いたします。

記

1. 中止（廃止）しようとする補助事業の内容
2. 補助事業に要する経費 円
3. 交付決定額 円
4. 補助事業中止（廃止）の年月日
5. 中止（廃止）の理由
6. 補助金の使用状況